

## 小山市求職者技能向上教育訓練奨励金について

### Q:対象者はどのようなものですか？

A：次の要件のいずれにも該当する場合があります。

- ①厚生労働大臣指定の教育給付制度対象講座を修了した市内在住の求職者
- ②対象訓練に対し公的な給付金等の支給対象とならないもの
- ③対象教育訓練修了時に、公共職業安定所において求職者登録を行っていること。

### Q:対象訓練はどのようなものですか？

A：厚生労働大臣が、「職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程第1条」により規定する教育訓練になります。なおこの教育訓練は、公共職業安定所に一覧表があります。その他、教育訓練講座検索システム（厚生労働省ホームページ内）でもご覧になれます。

### Q:補助対象経費はどのようなものですか？

A：教育訓練施設に対し支払った入学科及び受講料となります。

### Q:補助率はどれほどですか？

A：対象経費の50%以内（限度額15万円）になります。

### Q:申請期限はありますか？

A：対象教育訓練の修了後30日以内となります。

### Q:教育訓練講座がキャンペーン中で割引価格にて受講できたのですが、その場合でも奨励金の交付申請はできますか？

A：教育訓練施設に実際支払った入学科及び受講料が対象経費となりますので、申請ができます。

### Q:提出書類中の教育訓練支給要件回答書とは、どこに請求するのですか？

A：公共職業安定所に照会し、受け取ってください。

### Q:教育訓練支給要件回答書について、公共職業安定所からは発行されない旨の説明がありました。その場合はどうしたらよいですか？

A：その場合は、工業振興課へお問合せください。工業振興課から公共職業安定所へ照会いたします。